

体育奨励事業補助金申請書

カフェテリアプランを導入している事業所(会社)の方は、本書での申請は出来ませんのでご注意ください。

下記事項を確認しましたので体育奨励事業補助金を申請します。		記入日: XXXX年 XX月 XX日				
申請する『領収証』の原本(レシート不可)の下記事項を確認し、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。						
<input checked="" type="checkbox"/> 『宛名(被保険者名フルネーム)』が記載されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 『領収証発行者名』が記載されている。					
<input checked="" type="checkbox"/> 『領収日付』が記載されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 『品名(スポーツ名と用途)』が記載されている。					
<input checked="" type="checkbox"/> 『領収金額』が記載されている。	(品番・型番のみは不可)					
被保険者証の記号-番号	被保険者氏名(自署の場合は ^印 省略可)	事業所名(会社名)				
XXXX-XXXX	OO OO ^印	OOO株式会社				
分類 (該当するものに『○』)	支払先名	スポーツ(競技)名および 内容または用途または品名等		金額(税込)	健保記入欄 補助額	
		スポーツ名				
<input type="checkbox"/> スポーツ施設利用料	OOカントリークラブ	スポーツ名	ゴルフ	XX,XXX 円	円	
<input type="checkbox"/> 運動競技参加費		内容、用途、品名等	プレー代			
<input type="checkbox"/> スポーツ用具購入費		スポーツ名	ランニング			X,XXX 円
<input type="checkbox"/> 運動競技参加費	内容、用途、品名等	シューズ				
<input type="checkbox"/> スポーツ用具購入費	OOスポーツ店	スポーツ名	ランニング	X,XXX 円	円	
<input type="checkbox"/> 運動競技参加費	内容、用途、品名等	シューズ				
『スポーツ用具購入費』に該当する場合は 領収証と申請書の両方にスポーツ名と用途の明記 が必要です。		合計		XX,XXX 円	円	

【対象期間】 (領収証の日付が)3月16日~翌年3月15日

【必要書類】 被保険者本人が支払ったことがわかる『領収証』の原本が必要(レシート不可)

領収証以外の書類(注文書、納品書等)では申請できません。

ネット注文等のシステムの都合で領収証が出せない場合は申請できません。

領収証を本紙の領収証貼付欄または、裏面に添付してください。

【補助対象例】

分類	『○』補助対象具体例	『×』補助対象外具体例
スポーツ施設 利用料 (屋内・屋外)	体育館、プール、トレーニングジム、 グラウンド、コート(テニス・フットサル・バレーボール等)、 ゴルフ場(練習場含)、 スキー場・スケート場(用具レンタル代・リフト代含む)、 ボルダリング施設	スポーツ観戦、 遊戯施設(ゲームセンター)利用料、 モータースポーツ関連、eスポーツ関連、 スポーツクラブ等の入会金、 施設や実施場所までの交通費、飲食代、 血压計、体重計、
運動競技参加費 (エントリー費用)	マラソン大会、ウォーキング大会、ボウリング大会	サングラス、タオル類、キャンプ用品、 バッグ類(リュック、ボストンバッグ、 ウェストポーチ、用具ケース・カバー等)、 食品類、マッサージ代(グッズ含)等
スポーツ用具 購入	シューズ(ウォーキング・ランニング・ゴルフ・トレッキング・スパイクダンス等)、 ウェア類(スポーツに必要なものに限る)、 バット、グローブ、ラケット、ボール、ゴルフクラブ、ダンベル、 ゴーグル、スキー板、スノーボード、ヨガマット、バランスボール、 活動量計、歩数計	

【補助支給金額】 一人年1回3,000円を上限とする実費

領収証が複数ある場合は、合算し年に1度で申請してください。

申請書提出締切日および補助金支給日は、事業所(会社)に確認してください。

【体育奨励事業補助制度の目的】

被保険者の体力・健康づくりのため、スポーツ施設の利用や運動競技への参加ならびにそれに必要な用具の購入費用などを補助することによって、被保険者の健康増進に寄与する。

【申請にあたっての注意】

次のいずれかに該当する場合は、補助金支給対象となりませんのでご注意ください。

・体育奨励事業補助金申請書に不備や不実の記載をした場合

・社会通念上、体育奨励事業補助金支給規程を適用することが適当でないと思われれば健保が判断した場合

【個人情報について】

ユアサ健保はここに書かれているあなたの個人情報はこの事業のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

個人情報についての詳細はホームページ等をご覧ください。(https://www.yuasakenpo.or.jp)